

日本企業と海外競争法（1）

——シンガポール競争法と国際カルテル——

When Japanese Company Meets Competition Law in Abroad (1):
Singapore Competition Law and International Cartels

西村 暢 史*

目 次

- I. 問題意識
- II. ASEAN レベルでの制裁金の理解
- III. シンガポール競争法の制裁金制度
- IV. 国際カルテル事件における制裁金算定
- V. むすびにかえて

I. 問題意識

今日、競争政策と競争法の構築と執行は世界的広がりを見せている。日米欧のみならず、新興国が競争法を制定させ、積極的な競争法執行を行うことも目新しいことではなくなった¹⁾。同時に、世界的に事業活動を展開している日本企業は、日米欧の競争法だけを注視するだけでは足りない状況にある²⁾。すなわち、自社が事業を展開している世界各国の競争法の執

* 所員・中央大学法学部准教授

- 1) たとえば、アジア地域10ヶ国における競争法・競争政策を網羅した、ジェトロ（2014）参照。
- 2) 特に欧米における近年における競争法執行については、山口他（2014）参照。

行にも配慮した戦略的経営が求められている。

その中でも、新興国の競争法が用意している競争法に違反する行為への制裁等法執行の理解は、日本企業にとって不可欠となっている。たとえば、シンガポールの競争当局による直近2件を見ると、いずれも世界的に競争法の審査対象となった国際カルテル事件であり、シンガポール競争法違反に基づいた制裁金（Fine）の賦課を日本企業が受けた事案である。また、同法に違反すると認定されたカルテル合意は日本（シンガポール国外）において行われたものである。国際カルテルに対するシンガポール競争当局（CCS）による積極的な競争法執行と表現されている³⁾。

本稿は、海外で事業展開を行っている日本企業が理解すべき海外競争法として、シンガポール競争法の執行状況（中でもペナルティーとしての制裁金算定手法）を整理検討するという特徴を持つ⁴⁾。

以下、新興国の代表例として、ASEAN レベルでの競争法執行方針、特に制裁金の趣旨と枠組みを確認し（II）、同じ位相にあるシンガポール競争法に基づく違反行為に対する制裁金の概要を整理する（III）。その後、日本企業が対象となったシンガポール競争法違反事例を検討する（IV）⁵⁾。

II. ASEAN レベルでの制裁金の理解

2007年末、シンガポールにおいて開催された ASEAN 首脳会議（第13回）

-
- 3) Toh (2014). 新興国の競争当局に対して多大な期待は逆効果であり、何が競争当局の役割なのかを明確化する必要があるという指摘 (Abbott et al.(2012)) を踏まえても、新興国における競争法・競争政策の早期の浸透に最も必要な施策として積極的な執行は位置付けられるであろう。
 - 4) シンガポール競争法の全体像と近年の法執行状況は、長橋 (2014)、長橋 (2015)、花水他 (2014) を参照。
 - 5) 以下では、シンガポール競争法における制裁金算定の制度的枠組みを確認するが、関連するシンガポール競争法の実体諸規定（カルテル規制規定や域外適用規定）に関する議論は、2つの国際カルテル事案において簡単に触れることにする。

は、ASEAN 経済共同体 (AEC) に係るブループリント (設立基本計画) を公表し、その中において ASEAN 諸国が2015年度中に競争政策の構築を行うことに言及した⁶⁾。その後、ASEAN 諸国は各国のペースは異なるものの競争法の制定作業を本格化させてきた⁷⁾。

2010年、ASEAN (実質的にはASEAN 競争法専門グループである AEGC) は、ASEAN 諸国が競争法体系を構築する際に参照すべきガイドライン (ASEAN(2010a)) を公表した。ASEAN 諸国にとっては法的な拘束力はないガイドラインではあるが、競争法及び競争政策の当該地域に適合した導入、実施、そして、発展に資する枠組みを内容としている⁸⁾。この ASEAN (2010a) は、カルテル規制や独占化行為規制、合併規制といった主な実体諸規定のみならず、手続規定も含めた競争法体系のモデル案を提示している。そして、競争法違反行為に対する法執行として金銭的手法としての制裁金にも言及がある⁹⁾。

ASEAN(2010a) は、金銭的ペナルティーの算定方法とその金額を制定法に基づき規定する際の留意点として、以下の諸原則を配慮する必要があるとしている¹⁰⁾。

- ・ 競争法違反行為の重大性 (程度) 及び期間と、関連市場における影響
- ・ 競争法違反行為を行った事業者 (ら) の売上額
- ・ 加算要素 (違反行為の繰り返し、法執行協力拒否、違反行為の扇動者又は調整者、違反行為継続を確保する目的での強制的諸行為の採用等)、そして、減額要素 (違反行為に巻き込まれた場合、様々な圧力

6) ASEAN(2008) は、(1)単一市場及び生産拠点、(2)高度に競争力のある経済地域、(3)公平に経済発展を行う地域、(4)グローバル経済に完全に統合した地域を戦略的目標に定めている。この中の(2)における重要な政策分野として競争法・競争政策が言及されている。

7) 概略として、Lee et al.(2013) 参照。

8) ASEAN(2010a)。なお、同時に AEGC が公表した ASEAN(2010b) は、ASEAN 地域での商取引に資するように競争法の執行に係る基本概念を整理している。

9) 主として、ASEAN(2010a), at para. 6. 8参照。

10) ASEAN(2010a), at 6. 8. 1. 1 ~ 6. 8. 1. 7.

の下での行為，違反行為の不履行や部分的履行，法執行を効果的に迅速に行うことを可能とする協力等）

- ・原状回復や利益はく奪（吐き出し）原則
- ・個人（私人）に対する自由刑の可能性
- ・抑止価値等の他の関連要素

その上で，競争法違反行為を行うことに対するインセンティブを削ぐだけに十分な金額の制裁金導入の必要性に言及している点¹¹⁾は，制裁金の制度設計の起点とも言える¹²⁾。

その後，ASEAN は，2012年，ASEAN 諸国に対する競争法および競争政策の「真の適格性（core competencies）」に係る諸原則を含む競争法執行の展開に係る実際のプロセスを整理したガイドラインを公表した¹³⁾。

ASEAN(2012) は，競争当局の最優先課題として，反競争的行為の発見に基づき，効果的な措置を実施することで競争の回復または維持を行うため，競争法は以下のペナルティー群を体系的に組み込む必要があると指摘している¹⁴⁾。

まず，懲罰的目的に基づいた反競争的行為に対する措置，次いで，競争の再構築や競争違反行為を終了させる目的に基づく措置，最後に，反競争的行為から得た利潤の返還義務を内容とした賠償（補償）を目的とする措置である。

これらの諸目的は，一般的に制裁金，構造的行為的措置，不法行為により獲得した利潤の返還等（賠償や利益の吐き出し）を実施することで可能となるとしている。その上で，これらの措置を適用する際には，競争当局

11) 例えば，事業者の前年度の年間売上額に係る一定の上限額や一定率の上限を用いることになるとしている（ASEAN(2010a), at 6.8.2）。

12) その他，(1)競争法に違反する行為類型ごとで制裁金は変化しうること，(2)競争法違反行為に関する主観的要素（故意や過失）を考慮すること，(3)価格固定や入札談合等のカルテル行為に対する制裁金は厳格に設定されること，(4)制裁金は司法審査の対象となること等にも言及がある（ASEAN(2010a), at 6.8.3）。

13) ASEAN(2012)。

14) ASEAN(2012), at 24-5.

は過去の反競争的行為に対するペナルティーと将来の違反行為の抑止との適切なバランスを追求する点が重要であると指摘する¹⁵⁾。ここにおいても、違反行為に対する抑止効果が制度設計の起点として位置付けられていることを確認したい。

同時に、先に見た ASEAN(2010a) における金銭的ペナルティーとしての制裁金自体が持つ課題も提示している。

まず、ASEAN(2012) は、上記のペナルティー群の中でも、制裁金は反競争的行為を罰する際に最も利用される手法であるとしながらも、競争回復という視点からは必ずしも常に効果的な措置とは言えないと評価している。これは、たとえば、カルテル事案に対して制裁金を課すことが、カルテルを行った事業者らが価格設定の際に会合を持たないという状況を作り出したとしても、競争水準下での価格にまで価格を低下させるという確約という機能を有してはいないという理由に基づいている。

次いで、反競争的行為により獲得した利潤を吐き出させるという場合においても、当該利潤額は、競争水準下の市場における想定価格を超えた分の総額という算定自体が難しいと指摘する¹⁶⁾。

しかしながら、ASEAN(2012) は、最後に、適切または効果的な制裁金の設定プロセスが極めて不確定要素に基づいているとしても、競争法違反行為により獲得された利潤と当該行為により生じた競争に対する侵害が深く関係している以上、違法な反競争的利潤を取り戻すという不断の努力が必要であるという点を強調している。そもそも制裁金額の算定自体が競争への悪影響との関係からも、不確定要素の下での制度設計を余儀なくされ

15) たとえば、制裁金は違反行為者である事業者の年間売上高の一定率を基準として、また、上限金額を設定することで算定される。制裁金が当該事業者にとって重要事項であるがために、制裁金が過度に高額であるような場合であれば、破産や市場における競争を弱くするといった逆説的な結果を生じさせる危険性があるというものである。

16) もっとも、カルテルメンバー自身の費用と利潤に基づいて反競争的な利潤の合理的算出はある程度可能であり、それは、同じような他国における他社との比較を行うことによって可能であるとの考え方も同時に示している。

ている。この理解を起点としない限り、反競争的利潤だけに固執した制度には、(制裁金対象行為の拡大や算定の際に利用する一定率の引き上げ等) 将来の立法的「不確定要素」への対応は期待できない。

III. シンガポール競争法の制裁金制度

シンガポール競争法は、第69条(2)(d)においてシンガポール競争法違反行為(第34条、第47条)¹⁷⁾に対する金銭的ペナルティーとしての制裁金を規定している。

シンガポール競争法における制裁金制度を検討するに当たっては、制裁金の全体像を示したCCS(2007a)及び具体的な制裁金算定枠組みを示したCCS(2007b)を参照する必要がある¹⁸⁾。

CCS(2007a)は、まず、シンガポール競争法が用意する違反行為に対するペナルティー、具体的には、金銭的手法に基づくペナルティーの目的を明らかにしている。すなわち、CCSは、競争法違反行為を行った事業者に対するペナルティーを課す権限を有するが、当該ペナルティーは、当該違反行為の重大性を反映し、違反行為の効果的な抑止に資するものであると位置付けている¹⁹⁾。制裁金額算定における趣旨を述べたものであり、ASEAN(2012)にも反映されている考え方を示している。

17) 第34条は、競争制限的合意規制、第47条は、支配的地位の濫用規制となっている。その中でも、本稿における中心的論点となる制裁金賦課に対応する実体規定の第34条(特に、第1項)は、「シンガポール国内の競争を阻害、制限若しくは歪曲することを目的とし若しくはその効果を有する事業者間の合意、事業者団体による決定又は共同行為」と規定している。なお、第2項において例示列挙として価格カルテル等の具体的競争制限的合意が掲げられており、CCSの具体的解釈の枠組みの説明として、CCS(2007)が公表されている。

18) シンガポール競争法の執行状況に係る解説としては、邦語文献として、前掲注4)やOng(2006)の他、最新の内容については、Shiau et al.(2013)、Cheong(2012)がある。

19) CCS(2007a), para. 4. 2.

制裁金制度の全体像としての特徴は、①第69条(4)に基づく法定上限制裁金額（3年を上限とするシンガポールでの当該違反行為事業者の年間売上高の上限10%）、②第69条(3)に基づく制裁金賦課要件としての主観的要素（競争法違反行為が故意又は過失により行われたこと）が指摘されよう²⁰⁾。

そして、制裁金算定の起点としては、違反行為当事会社の売上高（turnover）を最も基礎となる数値として位置付けている²¹⁾。個別具体的な事案処理の際には、制裁金対象事業者の関連売上高（relevant turnover）と表現されている。より具体的な制裁金算定は、CCS(2007b)において詳細に説明されているが、競争法違反行為である競争制限的合意及び支配的地位の濫用に対する制裁金算定の考慮要素として、①当該違反行為の性質、期間、重大性、②当該違反行為により影響を受ける商品及び地理的関連市場に関するシンガポール所在の事業者の事業活動による売上高、③市場の状況、④違反行為当事者の過去の反競争的行為等の存在を含む加算事由、⑤コンプライアンスプログラムや競争当局への協力等を含む減額事由を列挙している²²⁾。

そして、CCS(2007b)は、具体的かつ適切な金銭的ペナルティーの算定方法を示している²³⁾。特に、制裁金には2つの目的（twin objectives）が

20) ②については、競争当局に故意又は過失の証明責任があるとされる（CCS(2007a), paras. 4.3～4.6）。

21) CCS(2007a), para. 4.16.

22) CCS(2007a), para. 4.18. CCS(2007a)は、その他、①一連のリニエンシー制度（4.19～4.20）、②制裁金の支払い責任の主体に係る親会社の位置付け（4.23）についても記述している。このうち、後者については、本稿における検討事例においても重要な論点となっている。また、③不本意な違反行為に対する減額措置の可能性（4.11）及び、④競争法の適用除外の対象となる共同行為に関するCCSへの届出制度（4.12～4.15）は、日本企業としても、明らかなカルテル等は別にして、ジョイントベンチャーや共同研究開発等に係る共同行為について、CCSへの届出制度の理解が必要となろう。なお、制裁金の分割支払い等制度（Competition (Financial Penalties) (Amendment) Order 2010）も同様に理解が必要であろう。

23) CCS(2007b), at 1.6以下参照。

あるとする。①競争法違反行為の重大性を反映させること、②事業者らが反競争的行為を行うことを抑止することである²⁴⁾。

その上で、競争当局は最終的に、仮に適切であると判断する場合、いわゆる価格カルテルや市場分割、入札談合といった競争法上重大な違反行為(その他、重大な支配的地位の濫用事案)には、「厳しい(severe)」金銭的ペナルティーを賦課することを可能としている点が特徴的である。これは、制裁金の目的が、競争法に違反する諸行為を行うことに対する抑止のみならず、同様の行為を行うような可能性を抑止することも同時に考慮している点と関連している。確認すべきは、金銭的ペナルティーの最終的な算定は極めて裁量的な点である²⁵⁾。

そして、実際の制裁金額の算定には、5段階の検討が行われる²⁶⁾。これはCCS(2007a)の上記5項目に沿う形で整理されたものであり、ASEAN(2010a)の枠組みの原型でもあると言える。

それぞれの項目は、①違反行為の重大性、②違反行為事業者の前年営業年度における違反行為により影響を受ける関連商品及び地理的市場におけるシンガポールに所在する事業者の事業売上高、③違反行為の期間、④目的達成のために考慮する諸要素として、違反行為を抑止することの価値を含めた関連考慮要素、⑤加算(減額)要素である²⁷⁾。これら諸考慮要素の実質的判断は、シンガポールにおける事例検討の際に言及する。

24) CCS(2007b), at 1.6. Cheong(2012)は、制裁金の意義として、特に抑止効果を強調している(at 321)。

25) CCS(2007b), at 1.7.

26) CCS(2007b), at 2.1～2.13. 大枠としては、OECD(2010a)において列挙された諸項目と比べても大差がないと評価できる。

27) 制裁金の法定上限額(CCS(2007b), at 2.14)は、上記ASEANレベルのASEAN(2010a)にも受け継がれている。法定上限額の設定については、「二重処罰の禁止」(double jeopardy)を回避するという指摘も確認される(Cheong(2012), at 313)。この点は、CCSの裁量による法定上限額の範囲内での制裁金の増額との関係で問題となる。抑止効果という制裁金の趣旨だけに立脚しているとすれば、「制裁」の強化と制裁金の趣旨の両立は可能ということであろうか。

では、シンガポール競争法の金銭的ペナルティーとしての制裁金はどのように運用されているのか。以下、欧米等主要な競争当局も同時に関与した国際カルテル事件として、また、複数の日本企業が関与し制裁金が賦課されたベアリング国際カルテル事件（シンガポール競争法上最初の国際カルテル事件）、そして、航空サーチャージ国際カルテル事件を素材として、シンガポール競争法に基づく制裁金執行（算定）の状況を整理する。

IV. 国際カルテル事件における制裁金算定

以下では、競争法違反行為に対する制裁金賦課の箇所について重点的に整理する。競争法違反行為がある程度明白であること、そして、当事者らが争点としている点も当該違反行為に対するペナルティーの程度（具体的な制裁金額の算定）であることから、いわゆる実体規定該当性に係る論点は最小限度でのみ触れることとする。

〈ベアリング国際カルテル事件〉

CCS は、2014年5月27日、日本のベアリングメーカー4社とそれらのシンガポール子会社の計14社（当事者ら）に対して、シンガポール競争法第34条違反の競争制限的合意を行ったとして、制裁金を課した（総額9,306,977シンガポールドル）²⁸⁾。

CCS は以下の事実を認定している。すなわち、当事者らは、ベアリングの供給、具体的には、ベアリングの輸入・輸出・販売・流通をシンガポールにおいて行っている。そして、ベアリングの供給先としては、第1に、OEM業者（自社製品の一部品としてベアリングを使用）、第2に、

28) CCS, Notice of Infringement Decision, Infringement of the section 34 prohibition in relation to the supply of ball and roller bearings, CCS 700/002/11 (27 May 2014). CCSによる本件の端緒は、日本の親会社の1社（シンガポール子会社も含まれる）によるCCSへのリニエンシー制度利用に始まる（paras. 18ff.）。

修理や保守のためにベアリングを使用する業者及び当該顧客へ販売する流通業者(アフターマーケット顧客)が存在している。なお、シンガポール所在の子会社は、ベアリングを日本の親会社等から輸入し、社内販売価格を支払っている。

もっとも、OEM業者への販売は当該業者との交渉に基づき、また、アフターマーケット顧客への販売については、当該顧客が流通業者の場合であれば、ベアリング供給者が様々な種類のベアリングの基本価格としての価格リストを作成提示している。

このような流通構造を持つベアリングのカルテルの法的評価に関して、CCSの違反決定通知書(Notice of Infringement Decision)は、第1に、シンガポール競争法第34条違反の法的根拠、第2に、各違反行為者に対する制裁金算定の法的根拠に分けて整理している。

第1の点について、当事者らは、各自の市場シェアの維持及び利潤と販売量の確保のため、シンガポールにおけるアフターマーケット顧客へのベアリングの販売価格に関する複数の協定(シンガポール子会社間の販売価格リスト、最低価格協定等)から構成される合意を、日本会合(早くも1980年または1990年から2011年3月まで)とシンガポール会合(遅くとも1998年から2006年まで)において、情報交換し、議論し、合意を行った²⁹⁾。

なお、そもそも国際カルテルとして位置付けられている本事件において特徴的な点は、競争制限的合意がシンガポール国外(日本会合)において行われたという点である。このことから、競争法の域外適用問題が生じることとなる(各種文書の送付等法執行上の手続問題もあるが、ここでは実体規定上の問題のみを念頭に置く)。域外適用自体の解釈問題に関しては、シンガポール競争法自体が「シンガポール国外において実行された違反行為に対しても、シンガポール国内の競争を制限する限り競争法を適用する」という規定(第33条第1項)を有している点が日本企業にとっては注

29) Para. 342.

意を要する。①シンガポール国外において競争法違反行為が行われたとしても、②シンガポール国内における競争への悪影響が生じる場合に、シンガポール競争法を適用するという法運用解釈自体に特段問題があるとは考えられないであろう。むしろ、個々の事案における②に関する証明、そして、制裁金算定の際の基礎額となる関連売上高に関する証明が問題となる。本事件における域外適用問題は、シンガポール子会社を通じて最終的にシンガポール国外へ販売され使用される商品の売上高の取扱い方に帰着している。

なお、上記2つの会合の関係については、後者は、前者の下部会議体を形成しており、前者での決定事項に係るシンガポール子会社間での議論の場、また、2つの会合は補完的な関係にあると表現されている³⁰⁾。その意味において、まず、シンガポール会合は域外適用問題の議論の対象外なのかという点については、CCSは一貫して、日本会合との関係は、単一の連続する違反行為 (a single continuous infringement) であるとして、2つの会合の連続性および関連性を説明している³¹⁾。次いで、日本の親会社との会合である日本会合と、シンガポール子会社間の会合であるシンガポール会合という2つの異なる会合での「異なる」行為主体については、同じくCCSは一貫して親会社が子会社との関係において、親会社が決定的な影響を子会社の取引方針に与えている場合等子会社の競争法違反行為に対する法的責任を負う点を確認した上で、本事件における親会社の法的責任を認定している³²⁾。

そして、CCSは、日本の親会社4社が第34条の競争制限的合意の禁止規定に違反したと認定しているが、その内の3社に関して競争制限的合意が終了したのは、日本の公正取引委員会が親会社を抜き打ち立入調査した2011年7月26日であるとしている。このように、当事者ら(親会社)は、日本の公正取引委員会の抜き打ち立入調査が行われた後、当該競争法違反

30) Para. 343.

31) Para. 350.

32) Para. 358.

行為を役員や従業員が競合他社と行わないことを直ちに実行に移したことが評価されている³³⁾。

なお、残りの1社については、2006年9月8日開催予定の日本における会合への不参加表明を電子メールで事前の9月6日に行い、他のカルテル参加者からの離脱の認識のみならず代表者を当該会合に派遣しなかったことから、同日（9月6日）をもってカルテルから適切かつ公に離脱したと認定されている³⁴⁾。したがって、第34条に違反する行為が行われたのは、前3社に関しては2006年1月1日から2011年7月26日まで、残りの1社については2006年1月1日から同年9月6日までとなっている。

なお、CCSは、制裁金算定の前提として、市場画定が持つ2つの目的に言及している³⁵⁾。①問題となっている協定等が競争に対して感知し得る（appreciable）効果を有するか否かの評価枠組み、そして、②金銭的ペナルティーとしての制裁金の算定を行うための関連する売上額を決定する基礎となることである。特に、②に関しては、第34条違反が明確に認定される価格カルテル等の場合、制裁金の適切な金額を提示することが市場画定の意義とまで明言している³⁶⁾。本事件では、CCSは、シンガポールにおけるアフターマーケット顧客へのベアリング販売に係る市場が関連市場であると認定している³⁷⁾。

33) Para. 392(d). もちろん、日本というシンガポールとは異なる地理的範囲における異なる法体系の下での親会社の対応ではあるが、問題となっている行為が本事件と同一という点からも本文のように評価されている。日本企業は、国際カルテルに対する複数の海外当局による一連の調査に係る同時進行に、「同時の」対応と説明が要求されていることになる。

34) Paras. 375～379. 本文のような理解は、日本の独禁法においても、たとえば、入札談合における離脱に関して、行政処分の観点からは、岡崎管工事件（東高平成15年3月7日審決集49巻624頁，630頁）および鋼橋上部工工事入札談合事件（公取委審判審決平成21年9月16日審決集56巻第1分冊192頁，224頁，240頁，271頁-272頁）が想起される。

35) Para. 96.

36) Paras. 97-8.

37) Para. 99.

これほどまでに（明らかな価格カルテル事案とはいえ）関連市場の画定が制裁金算定と直接的に関連することが明示されている以上、当事会社らの訴訟戦略も自動的に関連市場での売上高となることは道理であろう。

第2の点について、CCSは、制裁金算定に当たって、行為者の主観的要素（故意または過失）を考慮することとなる。本事件においては、当事者らが合意したベアリングのアフターマーケット顧客に対する販売価格に関して、シンガポール競争法の存在と当該合意の競争法違反行為該当性を当事者らが十分に認識していたこと、そして、当事者らが各自をコードネームで表していたことから、違法な行為を行っているとの明白な意図が確認されると認定している³⁸⁾。

その上で、CCSは、CCS(2007b)と先例に依拠しつつ、当事者ごとに、本事件での競争法違反行為の重大性を前提に一定率を算出し、当該行為により影響を受ける市場（シンガポールにおけるアフターマーケット顧客へのベアリングの販売市場）での売上高に当該違反行為の期間を乗じて、さらに、抑止や加算（減額）要素を考慮するとした³⁹⁾。以下では、CCSが提示する5つの考慮要素の規範を確認し⁴⁰⁾、本事件における各当事者の状況を概観する⁴¹⁾。

まず、(1)違反行為の重大性と違反行為者の関連売上高が検討される。

このうち、重大性に関する考慮要素としては、商品の特徴（差別化されていない商品のため、本事件での競争制限的合意により容易に価格動向を操作・監視できること、価格が通常の市場環境の下での競争力を構成する重要な要素であること等）・市場構造や当事者らの市場シェア（シンガポールには少なくとも大手ベアリング販売会社が7社存在し、外資がシンガポールでの販売実績を有していること等）・顧客や競合他社等への影響（本事件の違反行為の目的が低価格傾向の阻止による各当事者の利潤と販

38) Paras. 400-1.

39) Paras. 403-4.

40) Paras. 405-69.

41) Paras. 470-529.

売量の確保であることから、違反行為がなければ低価格となると考えられること)が挙げられている。

そして、関連売上高は、本事件において認定された競争法違反行為が持つ市場への影響の程度を評価する際に考慮されるとしている⁴²⁾。本事件では、シンガポールにおけるアフターマーケット顧客へのベアリングの販売に係るシンガポール子会社の売上高となるとされた。そこで、本事件に関しては、①特定の種類のベアリング、②価格リスト外のベアリング、③最終的にシンガポール国外に輸出されたベアリングが各々競争法違反行為の市場への影響を問うという観点から、制裁金算定のための関連売上高に含まれるか否かという検討が必要となるのである⁴³⁾。

この中でも、③は、シンガポール国外への輸出による売上高が、シンガポールにおけるアフターマーケット顧客へのベアリングの販売市場での競争への悪影響と果たして関係性を有するのかという問題が提起されることとなる。

当事者らは、シンガポール国外に所在するアフターマーケット最終使用者や流通業者へ輸出業者を通じて輸出されるベアリングに係る売上高を制裁金の基礎額に算入することは2つの法的問題が生じると主張した⁴⁴⁾。

第1に、シンガポール国外で生じる違反行為の影響の効果を考慮することになり、CCSが競争への悪影響を生じさせる市場であるシンガポールにおけるアフターマーケット顧客へのベアリングの販売市場とは異なること、第2に、当該輸出により輸出先における競争法の執行という二重のペナルティーのリスクを事業者に負わせることから、制裁金算定の基礎額としての売上高からは除外する必要があるという主張である。

42) Para. 435.

43) ①と②については、特定の種類のベアリングが違反行為とされた合意から慎重に考慮されて除外されていたわけではないこと、価格上昇を内容とする合意がすべての顧客(流通業者)に対して行われたことから、CCSは、特定の種類や価格リスト外のベアリングに係る売上高を特段除外する理由はないと認定している(paras. 438-40)。

44) Paras. 441, 444.

第1の点に関して、当事会社は、自身にとってシンガポールにおけるアフターマーケット顧客である上記輸出会社に対するベアリング販売に係る総売上高はシンガポールにおけるアフターマーケット顧客への全体の販売量の中では僅かであること、当事会社も輸出目的のベアリングであることを認識している点を主張した⁴⁵⁾。

しかしながら、CCSは、以下の2つの理由から当事会社の上記主張を否定している⁴⁶⁾。

まず、CCSは、①当事会社のアフターマーケット顧客としてのベアリングの販売先はともかく、当事会社は、ベアリングのさらにその先に関する取引について、シンガポール国内か国外かを含め影響を及ぼすこともできず、また、関知もしていないと認定した。すなわち、当事会社は、単にシンガポールにおけるアフターマーケット顧客への販売だけを考えていたことから、輸出目的か否かという論点は本事件では無関係というわけである。

次いで、②当事会社の競争法違反行為により競争への悪影響が生じた市場の範囲については、CCSの最大の関心事項がシンガポールという地理的範囲における当事会社の反競争的行為の影響であることを確認している。本事件における競争制限的合意の影響は、シンガポールにおけるアフターマーケット顧客がベアリングを購入することで生じるとして、当該購入行為がシンガポール国内において行われる以上、ベアリングが最終的に輸出されようとも、シンガポールにおける競争への悪影響は否定されないとした。

45) Paras. 442-3. 加えて、当事会社は、欧州の諸事例や行政制裁金ガイドライン (Guidelines on the Method of Setting Fines Imposed pursuant to Article 23(2) of Regulation No 1/2003) を参照しつつ、カルテルが行われたことで生じた競争への悪影響の範囲を決定する際に、出荷地 (place of invoicing) や荷渡地 (place of delivery) が考慮されるが、このいずれかが基準として確定されておらず、事例ごとに判断する必要がある、本事件では配送地が適切な判断基準であると主張している (paras. 445-8)。

46) Paras. 450-9.

次に、(2)違反行為の期間を上記の関連売上高に乗じるに関して、このような作業の目的は、探知されなかったカルテルに対する十分な抑止効果の確保という点を確認している。

その後、(3)加算(減額)の各考慮要素が、各違反行為者の周辺事情に基づき検討され制裁金が調整されることになる⁴⁷⁾。そして、(4)競争法および競争政策の目的達成のために制裁金額を調整することが適切であるとCCSが判断する場合、具体的には、価格カルテル等の明白な反競争的行為に対する抑止の必要性が検討されることになる。これは、(3)までにおいて算定された制裁金額が競争法違反行為の抑止目的の達成には不十分であるとCCSが判断する場合、当該目的達成に整合的な制裁金額に調整(増額)することを意味している⁴⁸⁾。最後に、(5)第69条(4)は、制裁金の上限額を規定しており、上記(1)から(4)での算定額が法定上限額を超える場合は、この段階において減額対応を行うことになる。

以上の枠組みを前提にして、本事件の当事者ら各々に対する制裁金額の算定が行われる。CCSは、①当事者らのシンガポール競争法に対する違反行為を認定し、②当該違反行為の重大性に鑑みて関連売上高を算定し、③5年6ヶ月の違反行為の期間を乗じて(その内の1社は8ヶ月とされ0.67を乗じている)、④CCSへの各種協力や自身の違反行為からの離脱やコンプライアンスプログラムの始動を減額要素として考慮し(いずれの当事者もカルテル主導等による加算要素は適用されなかった)、制裁金を算定した⁴⁹⁾。

47) 個々の具体的考慮要素については、CCS(2007b), at 2.11 ~ 2.13参照。加算要素の中には、会社執行部の関与等が、減額要素の中には、社内コンプライアンスプログラムに関する詳細な実施体制(会社執行部による支援及び監督、競争法と関連する業務関係の従業員への周知徹底、プログラム自体の不断の事後的評価等)が含まれている。

48) Cheong(2012) at 318, 322.

49) 当事者らのうち、シンガポール競争法に基づくリニエンシーの申請を行った3社に対しては、最初に関ニエンシー申請を行った1社について制裁金額が全額免除された(para. 478)。その後のリニエンシー申請を行った2社には一定

制裁金算定の際の基礎額を形成する関連売上高の範囲確定について、本事件での CCS の判断の特徴は、シンガポールからの輸出を最終的に目的とする商品に関して、当事会社にとっての販売先がシンガポール国内にとどまる限り、シンガポール国内の競争への悪影響を認定し、当該商品の売上高を関連売上高に含めるという判断を行っている点にある⁵⁰⁾。

現在、当事会社らのうちの 1 社は、2014年 7月25日付で CCS の決定内容に不服として、CAB (Competition Appeal Board) に対して上訴を行っている⁵¹⁾。

〈航空サーチャージ国際カルテル事件〉

CCS は、2014年12月11日、日米欧の航空フォワードer 11社とそのシンガポール子会社 (当事者ら) に対して、当事者らが共同して日本からシンガポールへの貨物輸送に係る日本のセキュリティーサーチャージ、日本の爆発物検査料金 (この 2つのサーチャージを合わせてセキュリティーサーチャージ) (2004年11月から2007年11月まで)、日本の燃油サーチャージ (2002年 9月から2007年11月まで) の各種料金を決定したこと⁵²⁾がシンガポール競争法第34条に違反するとして、当事者らに制裁金を賦課した (計

の減額が認められた (paras. 493-4, 514-5)。日本企業が留意すべきは、本文④の CCS への協力とリニエンシーに基づく証拠提出等の協力は別個に判断されるため、④の減額要素には、リニエンシー自体は含まれないという点である。

50) 本事件での CCS の判断枠組みを高く評価する越知 (2015), 46頁参照。なお、関連売上高算定の際、当事会社の取扱う競争法違反行為の対象商品の最終使用地等について当事会社の意思決定の介入の有無・程度が法的に重要な事実ということになれば、たとえば、当事会社自身が輸出を行っているような場合での取扱っている商品に係る売上高は関連売上高には算入されないことになるのであろうか。

51) <http://www.mti.gov.sg/legislation/Pages/Summary-of-appeals-received-by-the-Competition-Appeal-Board-%28CAB%29.aspx> (2015年 5月 9日最終確認)。

52) 決定を行う会合の場合は、日本の事業者団体 (JAFA: 一般社団法人航空貨物運送協会) が中心的役割を担い、「日本において」行われた (たとえば, para. 341参照)。

7,150,852シンガポールドル)⁵³⁾。

一般的に、航空フォワーダー会社は、自身の航空機は有していないが、顧客からの貨物を民間航空会社の航空機を利用して航空輸送サービスを提供している。その際に、航空フォワーダー会社は、顧客の住所から空港等への輸送サービスや通関手続サービス（物品検査料支払いやセキュリティ手続等）等の一連の物流サービスを行っている⁵⁴⁾。

航空輸送フォワーダーサービスに対する料金は、支払いが出荷地か目的地かにより異なり、前者は先払い輸送（prepaid shipments）、後者は着払い輸送（collect shipments）と評されている。本事件で CCS が問題視した行為は、日本からシンガポールへの上記2つの支払い方法による航空輸送に関するサーチャージ料金のカルテルである⁵⁵⁾。

本事件に対する CCS の決定も、先のベアリング国際カルテル事件と同様に、第34条違反の認定と当事者らに対する制裁金算定という枠組みで構成されている。

そして、第34条違反については、（親会社と子会社の行為主体としての一体性に基づく親会社の法的責任は論点であるとしても）その違法性認定の諸要件は大きな法的に議論すべき論点とは捉えていない。その代りに、

53) CCS, Notice of Infringement Decision, Infringement of the section 34 prohibition in relation to the provision of air freight forwarding services for shipments from Japan to Singapore, CCS 700/003/11 (11 December 2014). 当事者らのうち、シンガポール競争法に基づくリニエンシーの申請を行った5社のうち、最初にリニエンシー申請を行った1社は制裁金が全額免除された（para. 719）。その後の申請を行った4社には一定の減額が認められている（paras. 730-1, 755-6, 798, 821）。

54) 一般的に、航空会社・航空フォワーダー会社との輸送価格と、後者と荷主との航空フォワーダー料金とは異なる方法で決定されている（paras. 38-42）。

55) 本事件は、CCS自身、航空フォワーダー会社らの競争制限的合意がシンガポールにも影響を及ぼすとの疑いをもっていたが、当事者らのうちの1社によるリニエンシー申請及び後続したリニエンシー申請に基づき正式に2012年7月11日に調査が開始された（paras. 52-5）。

ベアリング国際カルテル事件と同様に、関連市場の画定作業を介した適切な金銭的ペナルティーの算定に関する論点を重要視している⁵⁶⁾。すなわち、日本からシンガポールへの輸送に係る航空輸送フォワーダーサービスが、本事件における違反行為を問う際の商品であって、当事者らのこの他の商品の売上高を関連売上高として考慮する必要はないということである。

そこで、上記航空輸送フォワーダーサービスの対価の一部を構成するセキュリティサーチャージと燃油サーチャージの各々の競争制限的合意については、当事者らの合意とその実施に係る監視を可能とする会合の開催が認定されている。そして、セキュリティおよび燃油サーチャージ料金を固定していた事実に基づき、航空輸送フォワーダーサービスのシンガポール市場での競争に悪影響を与えたことが明らかであるとしている⁵⁷⁾。たとえば、顧客がシンガポールに所在する場合での先払い輸送であれば、日本の親会社がセキュリティサーチャージ等を合意どおりに設定することになる。さらに、シンガポールでの着払い輸送の場合においても、シンガポール子会社が日本の親会社の合意をシンガポールにおいて実施することから、セキュリティサーチャージ等を含めた輸送料金全体がシンガポールにおいて支払われることになる。すなわち、日本の親会社とシンガポール子会社との経済的一体性を前提にしたシンガポールにおける顧客の支払う価格イコールシンガポール市場での悪影響を認定していることになる。

そして、当事者ら各々への制裁金については、CCS(2007b) に依拠しつつ算定が行われている。特に、ベアリング国際カルテル事件と同様に、制裁金の基礎額を形成する関連売上高の範囲確定が重要となっている⁵⁸⁾。

すなわち、(1) CCS は、本事件における競争法違反行為に対する制裁金算定のための関連売上高は、日本からシンガポールに向けての輸送に係る航

56) 特に、 paras. 153, 155参照。

57) Paras. 343ff, 520ff.

58) Paras. 655ff.

空輸送フォワーダーサービスの提供に基づく売上高としている⁵⁹⁾。そして、当該サービスの対価が先払いか着払いにかかわらず、日本およびシンガポールの両方において、日本の親会社とシンガポール子会社のいずれもが、輸送に係る航空輸送フォワーダーサービスを提供することに関与していると認定した。CCSは、本事件の関連売上高は、親子会社両方の総売上高の合計とする一方で、シンガポール国外の顧客との取引による日本における当事会社の売上高を除外した⁶⁰⁾。

このようなCCSの判断に対して、当事者らは、本事件の関連売上高の範囲に関して、航空輸送フォワーダーサービスに関連するが構成要素ではない通関手続サービスや空港までの輸送サービス等は関連売上高から除外されると主張した⁶¹⁾。

しかしながら、CCSは、先例を参照しつつ、たとえば、競争法違反行為を構成する商品Aが本質的に他の商品Bと共に抱き合わされて1つのパッケージとして提供されている場合には、商品Aが独立した市場を構成するのではなく、関連売上高の計算の基礎は、当該パッケージの提供に係る市場全体であるとの認識を示している。CCSは続けて、本事件では、当事者らの競争制限的合意の対象となっているセキュリティサーチャージおよび日本の燃油サーチャージは、航空輸送フォワーダーサービスに対して顧客が支払う日本からシンガポールに向けての輸送に関するフォワーダー価格全体と別個又は分離したサービスではないとした。すなわち、航空フォワーダー会社は、顧客である荷主から最終的な受取人までの一連のフォワーダーサービスを提供していることから、上記市場に

59) Para. 651.

60) Paras. 652, 659. CCSは、本文の表現に続けて、除外の理由として、シンガポール国外の顧客への当該サービスの販売が、シンガポール国内の競争への悪影響としては僅かである点 (likely to have little impact) を指摘している。本文のように単にシンガポール国外からの顧客という理由とシンガポール国内での実際の影響の両方を考慮することになるのであろうか。

61) Para. 661.

における売上高が本事件での制裁金算定を行う基礎になると認定した⁶²⁾。

以上の CCS の認定は、当事者らが、本事件において CCS が認定したセキュリティサーチャージと燃油サーチャージに関する競争制限的合意という別個の競争法違反行為について、両者を合わせるという形での関連売上高は誤りであるという主張を否定するに至っている。CCS は、2つの競争制限的合意が悪影響を及ぼす市場は、日本からシンガポールに向けての航空輸送フォワーダーサービスに係る総額であり、各々の競争制限的合意の関連売上高は相互に除外されるものではなく、同一の関連売上高として取り扱われること、そして、各々の競争制限的合意に係る一定率を合わせて (cumulative) それぞれ同一の関連売上高に乗じることを確認している⁶³⁾。

その後、(2)価格カルテルという本事件における競争法違反行為の重大性、(3)セキュリティサーチャージ及び日本における燃油サーチャージに係る競争制限的合意の各々の期間を検討した後、(4)個々の当事者らにとっての加算 (減額) 要素や、(5)抑止効果確保のための制裁金額の調整等を行った⁶⁴⁾。個々の当事者らの周辺事情は異なっているが、特に減額要素に関して、少なくとも 4 社においては、シンガポール国外に所在する関係人へのインタビュー調整や本事件に関連する情報について、競争当局の要請以上に対応したことが評価されている点を言及している⁶⁵⁾。

これら 2つのシンガポール競争法に基づく国際カルテル事件では、特に競争法違反行為に係る実体規定上の諸論点よりも、制裁金算定の際に重要となる事実に注目が集まっていると言える。その中でも、日本企業にとって大きな影響を与える競争法違反行為に関連する売上高の範囲確定に係る

62) Paras. 662-4.

63) Paras. 668, 690.

64) Paras. 669ff.

65) たとえば, paras. 739, 768等参照。CCS 幹部へのインタビューである Toh (2015) では、日本企業が当該事件の重要な証人の出席を確保する等の証拠に係る対応を行った点を減額要素として考慮した点に言及している。

競争当局の法運用について各々の事件では次のような認識を日本企業は持つ必要があると言える。

①ベアリング国際カルテル事件では、違反行為者の自社商品の取引先である流通業者を介して最終的に輸出品となる場合の当該輸出品に関する違反行為者の売上高が「一定の場合」において制裁金の基礎額を形成する売上高に含まれることが確認された。そして、②航空サーチャージ国際カルテル事件では、複数の競争制限的合意の各々の対象商品等の価格について、これら価格が当該商品等群全体の価格から分離不可能な状態で顧客が支払いを行っている場合、当該商品等群全体への影響を問うことが確認された。

このように、シンガポール競争法における制裁金算定の基礎となる関連売上高の範囲については、個々の事案ごとの判断に基づくものではある。しかしながら、その根底には、競争制限的合意の影響が及ぶ範囲としての関連市場が算定の起点となっていると考えられる。国際カルテル事件に対するシンガポール競争法の執行状況からは、制裁金算定と市場画定の関係性についての議論を確認することができる。

V. むすびにかえて

シンガポール競争法の執行上、制裁金の個々の事案における具体的算出方法においては、シンガポール競争法が持つ反競争的行為の抑止という明確な制裁金の趣旨の確認のみならず、制裁金額の確定のために違反行為事業者の売上高の範囲確定の分析が、シンガポールに子会社を有する日本に所在する親会社にとっては大きな論点となりうる⁶⁶⁾。

66) 国際カルテル事件に対する法執行については、海外企業や海外競争当局の目を意識する意味でも、日本独禁法の課徴金制度、特に課徴金制度の意味に係る日本国内での議論を落ち着かせる必要があると考える。課徴金賦課の意味に関しては、課徴金制度の目的として「カルテルの予防効果を強化すること」や、課徴金制度を「カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置」と位置付け

同時に、これほど明確化された意図の下で執行された競争法を体験した日本企業にとって、海外競争法の理解の必要性は、喫緊の予防法学的な意味をもつものであると考えられる⁶⁷⁾。シンガポールだけに限らない他のASEAN 諸国についても同様の理解が必要であろう。

加えて、競争法の域外適用については、シンガポールにおける2つの国際カルテル事件からも、日本企業が取り組まなければならない議論として再確認が可能である。シンガポール競争法は域外適用規定を有していることは間違いない。しかしながら、①「シンガポール国外で実施された違反行為」が②「シンガポール国内の競争を制限する」という効果を有することの証明をどのように行うのかという点の議論は始まったばかりであろう。競争法違反行為に係る市場における関連売上高が制裁金の基礎額となる以上、②の解釈如何によっては、関連売上高の範囲が変わってくることは、ベアリング国際カルテル事件におけるCCSの判断から見ても明らかである。

る最高裁判決（最判平成17年9月13日（民集59巻7号1950頁））、2009年改正以降の課徴金賦課の対象となる日本独禁法違反行為の範囲拡大、さらに、課徴金自体の「性格」に係る様々な意見（たとえば、来生・阿部議論等の紹介と検討について、泉水（1998）122頁、高木（2003）20頁、新たな位置付けを提示する直近のものとしては、根岸（2015）18頁、そして、裁量型課徴金制度に係る分析としての林（2013）250頁以下）等議論の整理には多大な時間を要する。歴史的な経緯の重要性を十分に認識しつつも、公取委及び企業にとっての課徴金制度の重要性の拡大と共に、海外（企業や競争当局）に向けた説得的説明が求められていると考える。

67) Toh（2014）は、CCSの国際カルテルに対する積極的規制の背景には、巨額の制裁金をシンガポール国外の企業に課すことで、シンガポール国内の企業に対する競争法理解の重要性を内容とするシグナルを発信する意図があるとの指摘を行っている（at 3）。さらに、シンガポール競争法におけるリニエンシー制度の重要性（Shiau et al（2013）at 592-4、花水他（2014）27頁、長橋（2015）855頁）、内部通報者への金銭的報償の意義（Cheong（2012）at 323、Shiau et al（2013）at 596）等日本企業のシンガポール競争法に対する理解の必要性は増している。

比較法雑誌第49巻第2号（2015）

なお、域外適用をはじめとする国際カルテル規制に関しては、上記日本企業の視点のみならず、競争当局間の様々な国際的協力関係（たとえば、調査や捜査に係る情報や証拠等の共有等取扱い）に関しても議論の必要性を示唆するものであると言える⁶⁸⁾。

参考文献一覧

- ASEAN(2008): ASEAN Economic Community Blueprint, Jakarta: ASEAN Secretariat (2008)
- ASEAN(2010b): ASEAN, Handbook on Competition Policy and Law in ASEAN for Business (2010)
- ASEAN(2012): ASEAN, Guidelines on Developing Core Competencies in Competition Policy and Law for ASEAN(2012)
- Abbott et al.(2012): Abbott, Alden F. and Sacher, Seth B., Avoiding the 'Robin Hood Syndrome' in Developing Antitrust Jurisdictions (December 12, 2012), in William E. Kovacic: An Antitrust Tribute – Liber Amicorum (Vol. I) (Charbit et al. eds., February 2013) (Available at <http://ssrn.com/abstract=2243614>)
- CCS (2007): CCS, Guidelines on the Section 34 Prohibition (2007)
- CCS(2007a): CCS, Guidelines on Enforcement (June 2007)
- CCS(2007b): CCS, Guidelines on the Appropriate Amount of Penalty (June 2007)
- Cheong (2012): May Fong Cheong, Enforcement of Singapore's Competition Act 2004: Financial Penalties for Infringement of Section 34 Prohibition on Anti-Competitive Agreements, 35 WORLD COMPETITION 301 (2012)
- Lee et al. (2013): Cassey Lee & Yoshifumi Fukunaga, ASEAN Regional Cooperation on Competition Policy, ERIA Discussion Paper Series, ERIA-DP-2013-03 (April 2013)
- OECD(2014): OECD, Recommendation on International Co-operation (2014)

68) OECD (2014). 個別案件の対応ではあるが、Toh(2015) は、航空サーチャージ国際カルテル事件での、CCSと日本の公正取引員会との協議について指摘している。そこでは、公取委がすでに当該事件の結論を出しており（たとえば、公取委審判審決平成23・10・17審決集58巻第1分冊73頁）、また、ほぼ関連当事者らが同じであることから、シンガポールでの論点は、公取委が課した金銭的ペナルティー（課徴金）の算定方法を理解することであったとしている。結果、本件でCCSは、シンガポールでの金銭的ペナルティー自体の相当性や同等待性が議論すべき点であることを予期することができたとしている。

- Ong(2006): Burton Ong (バートン・オン) (林秀弥訳) 「シンガポールの競争法—新たな始まり」(神戸法学雑誌第55巻1号51頁)
- Shiau et al.(2013): Daren Shiau, Chloe Cheng, Compliance under the Singapore Competition Regime: Penalties, Leniency and Private Action [2013] 34 E.C.L.R. 590
- Toh(2014): Chester Toh, Singapore Joins the World in Fighting International Cartels, Competition Policy International (2014)
- Toh(2015): Interview with Han Li Toh, Chief Executive and Commissioner, Competition Commission of Singapore, theantitrustsource (June 2015) (available at www.antitrustsource.com)
- 越知 (2015) : 越知保見「モトローラ事件・AUO 刑事事件高裁決定から読み解く国際的執行に関する行為・効果基準とブラウン管カルテル事件」公取774号33頁 (2015年)
- ジェットロ (2014) : 日本貿易振興機構 (ジェトロ) シンガポール事務所「ASEAN 諸国における競争法の制定および執行状況 (2014年7月)」(2014年)
- 泉水 (1998) : 泉水文雄「年金用シール談合課徴金審判事件」私法判例リマークス (法律時報別冊) 16号122頁 (1998年)
- 高木 (2003) : 高木光「独占禁止法上の課徴金の根拠づけ」NBL774号20頁 (2003年)
- 長橋 (2014) : 長橋宏明「シンガポール競争法の執行状況と法的リスクの高まり」公取762号27頁 (2014年)
- 長橋 (2015) : 長橋宏明「シンガポール競争法の法執行とコンプライアンスに向けた若干の示唆～日本企業への執行例としてベアリングカルテル事件を中心に～ [上] [下]」際商43巻5号649頁, 6号849頁
- 根岸 (2015) : 根岸哲「独禁法審査手続懇談会報告書が示すもの」公取773号12頁 (2015年)
- 花水他 (2014) : 花水康, 副田達也「シンガポールにおける日系企業によるカルテルの摘発事例とリニエンシーの実務」The Lawyers 22頁 (2014年12月)
- 林 (2013) : 林秀弥「裁量型課徴金制度のあり方について」名古屋法政論集248号 250頁 (2013年)
- 山口他 (2014) : 山口利昭 = 井上朗 = 龍義人『国際カルテルが会社を減ぼす』(同文館出版, 2014年)

**When Japanese Company Meets Competition Law in Abroad (1):
Singapore Competition Law and International Cartels**

Nobufumi, NISHIMURA

Summary

The aim of this paper is to suggest a significant importance of the understandings of Competition Law for Japanese Companies, especially in terms of the financial penalties against anti-competitive conducts.

This paper focuses on the recent two international cartels (ball bearing and freight forwarders surcharges) that were investigated and sanctioned by major competition authorities all over the world including US, EU, Japan and Singapore.

In the case of Singapore, Competition Commission of Singapore (CCS) issued two Infringement Decisions against Japanese Companies including their Singapore subsidiaries for violating Singapore Competition Law by the anti-competitive agreements conducting outside of Singapore (Japan).

In these two cases, CCS has exercised an extraterritorial application of Competition Law of Singapore and imposed fines which were calculated by means of, among other things, the relevant turnover of business of the undertaking in Singapore for the relevant product and geographic markets affected by the infringement in the undertaking's last business year.

In ball bearing case, the turnover of the products that would export outside of Singapore by the Singapore subsidiaries who imported from their parent Japanese companies are supposed to count in the relevant turnover for calculating the fines.

In freight forwarders surcharges case, CCS found that the relevant turnover included not only the freight forwarders price but also additional services which are not part of forwarders services but related to them because they are inseparable for the customers who pay for all the price of the freight forwarders services.

In recent cartel regulation, CCS's competition law enforcement has been progressively advanced by imposing high amount of fines based on the relevant turnover of both Japanese parent companies and Singapore subsidiaries.